

# かんきょう立山

環境に配慮した「エコライフ」で  
地球温暖化防止に努めましょう！！

第 2 5 号

発行: 令和3年 7月  
編集: 立山町環境保健衛生協会  
住所: 立山町上金剛寺210  
ホームページ: kankyotateyama.jp

当協会は、立山町の全世帯を会員として組織し、運営している団体です。  
「快適できれいな生活環境をめざして  
豊かな水と緑あふれる美しい町



健康で明るい町 立山」をスローガンに、  
ごみの分別活動・不法投棄の防止・指定河川の清掃・害虫駆除・地球温暖化防止  
活動・食品ロス対策を推進しています。

## ◇ 第14回通常総会について

第14回通常総会を4月21日に元気交流ステーション2階会議室で開催しました。『ごみの出し方』などについて、活発な意見が出されました。



総会の様子

## ◇ 令和3年度 収支予算額

立山町環境保健衛生協会の予算額は次のとおりです。

### <収入の部>

会員会費	1,790千円
町還元金	3,100千円
町助成金	2,800千円
県補助金他	1,290千円

合計 8,980千円

### <支出の部>

地区活動費	800千円
リサイクル活動費	3,000千円
生活環境美化保全活動費	1,469千円
環境保全活動推進費	40千円
普及啓発	185千円
協会事業及び管理費	2,439千円
その他	1,047千円

合計 8,980千円

皆様から集められた会員会費は、害虫駆除や町の環境美化活動などに使われています。

また、リサイクル活動の実績に応じて町から還元金が支出されており、当協会より各地区に分配しております。

## ◇ 主な事業内容

● **リサイクル活動** 資源ごみのリサイクル・減量システム(立山方式)の維持

### ● 環境衛生活動

<一斉清掃活動>地域住民参加による美しい環境維持活動の推進  
<衛生害虫駆除の徹底>蚊・ハエを駆除するため、6~10月に各地区で  
薬剤散布を実施

<川をきれいにする運動>町内5地区11河川を指定し実施

<ねずみ駆除剤の配布>今年度は利田・日中上野・新瀬戸・谷口・  
東峯の希望地区へ配布予定

<環境美化普及活動>今年度は犬猫対策補助看板を各地区に配布



ごみゼロの日清掃活動の様子

### ● 環境巡視活動

▲ 廃棄物の不法投棄防止のため、毎年4月から12月の間、各地区で代表理事ほか美化推進員が毎月環境巡視活動を行っています。

🗑️ 5月30日は『ごみゼロの日』で、当協会では5月26日に広嶋会長、他役員、事務局、町職員、合計8名が参加して、新川地区の町道約2kmの清掃活動を行いました。たばこのポイ捨てがとても多く、一つ一つ拾う作業に時間がかかりました。



集められたごみ

## ◇ 地区環境パトロールの実施状況

### < 新瀬戸地区 >

5月21日(金)あいにくの雨模様の中、地区有志により環境パトロール及びゴミ拾いを実施しました。各集落の環境美化委員・新瀬戸和寿会会員(老人クラブ)・ウォーキングクラブ会員など合わせて12名の参加がありました。

当地区の主要県道沿いに、3方向(上末方面・上野方面・芦見方面)に分かれて出発しました。約1時間余りで多くのゴミが回収されました。特に、『コーヒーの空き缶』が多く見受けられました。

また、集落と集落の間(家の無い所)や、坂道の崖に特に多く、中には粗大ゴミ(小型家電・オートバイ・家具など)が捨てられていました。不法投棄が見受けられた箇所には、看板表示や投棄防止ネットなどの対策が必要と考えられます。新瀬戸地区の各区長と連携し、対策を講じていきたいと思います。またこれからも、継続して本事業を実施していきます。

今回参加された地区の皆さん、ご苦労様でした。これからも、住みよい新瀬戸地区を目指して環境改善に取り組んでいきましょう。今後ともよろしくお願ひします。(記 笹伊)



集めたごみを新瀬戸公民館に持ちよる皆さん

### 協賛企業紹介

#### (株)立山あるぺん村 様

ますの寿司/ブラックラーメン/  
ふれあい動物園/苺/紅ほっぺ/  
信州果実/立山室堂直行バス  
東中野新 143-1 ☎ 483-2955

## ◇ 不法投棄防止活動



### << 現 状 >>

立山町では、毎年、山間部・高速道路側道を中心に不法投棄物が発見されており、不法投棄は犯罪であり、5年以下の懲役または1000万円以下(法人は3億円以下)の罰金に処されます。

私たちは、未来の子供たちに美しい環境を残すためにも、回収しても回収しても繰り返される不法投棄問題に取り組まなければなりません。

### << 対 策 >>

当協会では、平成13年から町より委嘱を受け、不法投棄の防止策として監視パトロールを行っています。発見した不法投棄は、小型の物であれば即日回収し、大型の物は後日回収します。不法投棄を防止するには、誰かに見られているという『目』の存在が効果的です。そこで、パトロールを日常的に行い、監視の目を向け続けることが重要になります。

毎年、立山町より廃棄物不法投棄監視連絡員2人が委嘱されており、今年は6月1日に、役場正面玄関前にて住民課長より委嘱書が渡されました。その様子は、新聞各社や町広報・ケーブルテレビでも紹介されました。



立山町廃棄物不法投棄監視連絡員(平川さん、佐伯さん)

監視連絡員により発見・回収された不法投棄物



ソファ



パチンコ台

### << 課 題 >>

監視体制を強化するために、皆で何か出来ることは無いでしょうか。今後、広報活動により不法投棄について多くの方に知っていただき、沢山の人の目で不法行為を監視できるようになれば、当協会では考えております。『不法行為を目撃』・『廃棄物・不法投棄物を発見』した場合は、関係機関(警察、県、町など)に通報することが、私たちに出来ることの一つかもしれません。



皆様のご協力をお願い致します。